

## 相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の概要

目的：廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、これに対する関係住民等からの生活環境の保全上の意見聴取に関する手続、紛争が生じた場合のあっせん等について必要な事項を定めることにより、事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進並びに紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とします。

### 1 事業計画者、関係住民等及び市の義務

(1) 事業計画者：事業計画の提出及び関係住民等へ説明する義務を規定した。

- ・ 廃棄物処理施設の設置等に係る事業計画等を記載した事前協議書を市長に提出しなければなりません。
- ・ 関係住民等に対し、事業計画を説明会等により周知するとともに、周知結果について、市長に報告しなければなりません。
- ・ 関係住民等との間で環境保全協定を締結するよう努めなければなりません。

(2) 関係住民等：自主的解決と市が行う施策に協力する努力義務を規定した。

- ・ 紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければなりません。
- ・ 事業計画者との間で環境保全協定を締結するよう努めなければなりません。

(3) 市：紛争の予防に努め、調整を図る義務を規定した。

- ・ 紛争の予防に努め、紛争があった場合には調整をし、事業計画者又は関係住民等からの申請を受け、あっせんを行います。

### 2 事業計画者、関係住民等及び市の権利・権限

(1) 事業計画者：市にあっせんを申請できる。

- ・ 紛争について、市にあっせんの申請を行うことができます。

(2) 関係住民等：事業計画に意見を述べ、市にあっせんを申請できる。

- ・ 事業計画者の事業計画等について生活環境保全上の観点から意見書を市に提出することができます。
- ・ 紛争について、市にあっせんの申請を行うことができます。

(3) 市：必要な範囲で事業計画者に指導し、報告を求めることができる。

- ・ 必要に応じて事業計画者への指導、報告徴収を行います。

### 3 その他

- ・ 市があっせんをする場合には必要に応じて、専門的知見を有する相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会に意見を聴きます。